

改正

令和 3 年 4 月 1 日 告示第91号

令和 7 年 6 月30日 告示第88号

長泉町ふれあいカレンダー広告取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、長泉町広告掲載要綱（平成21年長泉町告示第65号。以下「要綱」という。）に基づき、町が発行する長泉町ふれあいカレンダー（以下「町ふれあいカレンダー」という。）への広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載枠の位置等)

第 2 条 広告の掲載枠の位置は、町ふれあいカレンダーの各月日付欄の下段とする。ただし、配置は町が指定するものとする。

2 広告の掲載枠数は各月 2 枠とする。

(広告掲載枠の規格)

第 3 条 広告掲載枠の規格は、1 枠につき縦30ミリメートル×横134ミリメートルとする。

一部改正〔令和 7 年告示88号〕

(広告の掲載料金)

第 4 条 広告の掲載料金（以下「掲載料金」という。）は、1 枠当たり15,000円とする。ただし、掲載月を指定した場合は、1 枠30,000円とする。

一部改正〔令和 3 年告示91号〕

(広告掲載の申し込み月数の限度)

第 5 条 広告掲載の申し込み月数の限度は12月とする。ただし、1 当該月につき 1 枠までとする。

(掲載料金の納付)

第 6 条 要綱第 8 条に規定する広告の掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、町長の指定する期日までに、第 4 条に規定する掲載料金を、一括して納付しなければならない。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和３年４月１日告示第91号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和７年６月30日告示第88号）

この告示は、公示の日から施行する。